

健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会における「健康増進交流センター」の選定結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている
4点：優れている
3点：やや優れている
2点：やや劣っている
1点：劣っている
- 2 全委員の評点の平均を算出し、選定基準のウェイトをもとに100点換算した。
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、指定管理者の候補者を選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保 （適合しなければ失格）	2 施設の設置目的の 効果的達成 （満点：35点）	3 効率的な管理 （満点：10点）	4 適正かつ確実な管理 を行う能力 （満点：35点）	5 その他施設の設置 目的、性質に応じて 定める基準 （満点：10点）	6 県の重要施策推進に係 る項目 （満点：10点）	合 計 （満点：100点）
河辺地域振興（株）	適	25.0	6.4	24.0	7.4	6.4	69.2

■ 総合評価（選定結果）

○令和8年度は、筋膜リリース教室の新設や、水中エクササイズ教室・体力測定内容の拡充などを予定し、子どもから高齢者まで幅広い利用者が楽しく健康増進に取り組めるような施設環境づくりを目指している。

○入館料優待サービスや優待施設提携団体との提携サービスの提供、無料バスの運行などの利用者に対するサービス向上のための取組が具体的に示されている。

○河辺地域振興株式会社は、当該施設を平成9年度から運営しており、地域団体と連携した地域活性化のための活動にも積極的に取り組んでいる。

○同施設については、施設のあり方検討を進める必要があることから、次期指定管理期間を1年間としており、候補者の選定に際して、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第5条第1項の規定により、知事が河辺地域振興株式会社を指名している。

◎このことから、河辺地域振興株式会社を指定管理者の候補者として選定することに決定した。